

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月1日(木)午後1時30分から午後3時39分

2. 開催場所 役場1階第3・4会議室

3. 出席委員(13人)

|         |           |
|---------|-----------|
| 会長      | 1番 福島 正一郎 |
| 会長職務代理者 | 2番 新村 幸子  |
| 委員      | 3番 瀬戸 真一  |
|         | 4番 原 美子   |
|         | 5番 小澤 さよみ |
|         | 6番 一ノ瀬 律生 |
|         | 7番 中村 良治  |
| 推進委員    | 宇治 元一     |
|         | 根橋 正美     |
|         | 野澤 洋光     |
|         | 吉江 平二     |
|         | 野澤 典生     |
|         | 宮島 勇      |

4. 欠席委員(1人) 古村 孝

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項

(1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 事務局長  | 役場産業振興課長 赤羽 裕治(途中から出席)   |
| 事務局次長 | 役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志     |
| 書記    | 役場産業振興課農政係係員 小松 由季 中澤 貴子 |

## 8. 会議の概要

### (開会)

#### < 新村職務代理 >

どうもみなさん、こんにちは。梅雨があけた途端暑くなりまして、今日も車に乗りましたら34度という暑さでした。暑い中ご苦労様です。ただいまから辰野町農業委員会総会を開会いたします。

### (会長あいさつ)

#### < 福島会長 >

あらためましてこんにちは。今年は梅雨時が長く、そのために私が作っている花が10日ほど早く咲き始めました。ここにきて体が熱くなり、体調を崩しやすい時ですので気をつけていただきたいと思います。今年はイノシシ年のせいか、イノシシが山で採れるものがないのか、ここら辺にも出て、被害が大変だと思います。一ノ瀬さんのお母様がお亡くなりになり、農業委員会の規定によりお香典をお渡しいたしましたのでよろしくをお願いします。暑い時期ではありますけれど、農業委員会を開催いたします。

### (議事録署名委員の指名)

#### < 福島会長 >

6番の一ノ瀬委員さんと7番の中村委員さん、よろしく願いいたします。

#### < 一ノ瀬委員 >

今お話がありましたが、一言お礼を申し上げたいと思います。過日は母の葬儀に心遣いをいただきありがとうございました。

#### < 唐澤事務局次長 >

議事に入ります。議長につきましては、会長よろしく願いいたします。

### (議事)

#### < 福島会長 >

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく願いいたします。

## 【議案第1号、4条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、2番は申請者が同じでありますので、あわせてご説明させていただきます。

1番、地図は1ページを、配置図は2ページをご覧ください。

辰野町中央…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

中央…番…、地目は畑、面積85㎡に物置を新築するための申請でございます。

申請者は農機具等を格納するための物置1棟を建設したいということで申請がありました。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

続きまして、2番、地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

辰野町中央…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

中央…番…、地目は畑、面積42㎡に住宅敷地の拡張(駐車場)をするための申請でございます。

申請者は既存の駐車場では不足となったため、自家用車2台分の駐車場を新設したい計画であります。地図で色塗りをしてあります既存の宅地とあわせた全体面積は440.34㎡であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

1番、2番につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江委員>

7月7日に原委員と私と地主のAさんとで立ち会いました。現地は中央の整備された場所であり、所有の畑で車庫と物置を作るとということで、農機具を置くという話です。要件は満たしておるものと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～5番朗読】

<唐澤事務局次長>

1 番、使用貸借権の設定でございます。地図は 5 ページを、配置図は 6 ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのBさんが所有いたします、

大字伊那富字若宮…番…、地目は畑、面積 152 m<sup>2</sup>を

大字伊那富…番地…にお住まいのCさんが借り受け、住宅を新築するための申請でございます。

貸付人のBさんと借受人のCさんは親子であり、借受人は将来家族が増えることを考え、実家の近くに住宅を新築したい計画であります

申請地はJR羽場駅から概ね300m以内の農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、福島会長、瀬戸委員から意見書をいただいております。

<瀬戸委員>

福島会長と私と確認してきました。境界もはっきりしていきまして、町道も通っており、住みやすいところでございます。地図で見るとおり、JR羽場駅から近いところにある場所でございます。ご審議よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたら申し上げます。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2 番、所有権の移転でございます。地図は 7 ページの斜線部分を、配置図は 8 ページをご覧ください。

中央…番地…にお住まいのDさんが所有いたします、

大字伊那富字滝洞口…番…、地目は畑、面積 917 m<sup>2</sup>、

および大字辰野…番地…にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富字滝洞口…番…、地目は畑、面積 24 m<sup>2</sup>を

上田市上田原…番地…にお住まいのFさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のDさんは高齢のため耕作、管理が困難であり、農地の有効活用を考えておりました。また、申請地は道路に面していないため、隣接地を所有しているEさんが農地の一部を進入路として譲り渡すこととなりました。

譲受人のFさんは申請地に太陽光パネル 264 枚を設置し、売電を行いたい計画です。

なお、Fさんは町外在住ですが、設備の維持管理等は施工業者が、またFさんが実家（塩尻市）に帰郷した際にも随時行う予定です。また、近隣の農地所有者に対しては説明を行っております。

申請地は山林に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第2項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

6月18日に小澤委員と現地を確認しております。今事務局から説明のあったとおりでございます。もともと生産性の期待できない緩斜面の農地でありまして、現状は荒廃農地となっております。この近くにいくつかもう既に太陽光ができております。辰野町の太陽光設置のガイドラインにそった対応をされておりますので、やむをえないと考えております。境界もはっきりしておりますし、この太陽光設置について近隣の農地や住宅に対する影響はないと思います。よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。

<宇治推進委員>

囲まれた真ん中は荒廃地、耕作されていない状況ですか？

<野澤洋光推進委員>

耕作されていません。だんだん山に戻りつつあるような場所です。

<宇治推進委員>

畑として耕作される見込みもないという所ですか。

<野澤洋光推進委員>

見る限りは耕作して農業にという期待はできない場所です。

<福島会長>

その他ありますか？無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富字鞍掛…番…、地目は畑、面積218㎡

および、諏訪市大和…丁目…番…にお住まいのHさんが所有いたします、

大字伊那富字鞍掛…番…、地目は畑、面積91㎡を、

駒ヶ根市赤穂…番地…にお住まいのIさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のGさんは高齢であり、耕作予定もないことから住宅建築に協力したいとのことです。同じく譲渡人のHさんも町外で生活をしており、耕作予定もないことから、同じく住宅新築に協力したいとのことです。

譲受人は現在町外のアパートに生活していますが、家族が増え手狭になったため、実家の隣接地である申請地に住宅を新築したい計画です。

申請地は宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

報告いたします。この案件につきましては8月14日、福島会長と私、それとIさんと現地です。立会いを行いました。住宅の隣接地で、畑も現在は耕作されておられません。入るための道が確保できていないため、配置図のとおり道を拡幅するということでした。それ以外は上下水道、境界等については適正にできていると判断されます。よろしく審議の程お願いいたします。

<福島会長>

この件について質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

4 番、使用貸借権の設定でございます。地図は 11 ページを、配置図は 12 ページをご覧ください。

大字赤羽…番地にお住まいのJさんが所有いたします、大字赤羽…番…、地目は畑、面積 368 m<sup>2</sup>を、大字赤羽…番地にお住まいのKさんが借り受け、住宅を新築するための申請であります。

貸付人のJさんと借受人のKさんは親子であり、申請地近くの住宅にて同居しておりますが、このたび将来を考え、母所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は宅地に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第2項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<瀬戸委員>

8月18日に宮島推進委員さんと司法書士さんと現地確認してきました。境界もはっきりしておりまして問題ないと思います。現状は畑ということですが、今は耕作していないということです。道路に関しては町道が走っており、上下水道もあります。道路より若干低く傾斜になっている場所で、宅地に関するところは止め土をして道路との高さを合わせるということです。よろしく申し上げます。

<福島会長>

今の件について質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

5 番、所有権の移転でございます。地図は 13 ページを、配置図は 14 ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地に所在する株式会社Lが所有いたします、  
大字伊那富字大新田…番…、地目は田、面積 1029 m<sup>2</sup>を、  
大字平出…番地…にお住まいのMさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の株式会社Lは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおります。

譲受人のMさんは現在町内のアパートに生活していますが、家族が増え、手狭になったことから申請地に住宅を新築したい計画です。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の株式会社Lは、建売住宅を3棟建築するため平成30年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、このたび今回の申請者であるMさんより住宅用地として購入したい要望があったため、計画変更をし、住宅用地として売却することとなりました。

申請地はJR伊那新町駅から概ね500m以内の農地法第5条第2項第1号口の(2)の第2種農地と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<小澤委員>

この件につきまして、過日家屋調査士のNさんと野澤さんと確認してきました。平成30年度許可になっております。その時はLさんが3棟建築するために申請して許可があり、売りに出したところ、今回Mさんが見に来て一括購入をしたいということで、計画変更し、元の筆を1合筆し新たな状態で審議するという事です。元々許可が出ている土地ですので、再度の見直しで立ち会いましたが、上下水道等についても何ら問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

<福島会長>

この件について質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計5件、5筆、面積は4,818㎡、詳細は議案書の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきましてご質問ありますか？無ければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。



### 【議案第 3 号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

＜唐澤事務局次長＞

農地中間管理事業に関しまして、計 10 件、12 筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書 11 ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と 4 筆、11,045 m<sup>2</sup>について 15 年 5 ヶ月の賃借権を、7 筆、12,118 m<sup>2</sup>について 10 年 5 ヶ月の使用貸借権を、1,740 m<sup>2</sup>について 10 年 5 ヶ月の賃借権を設定するものです。

### 【議案第 4 号、農用地利用配分計画(案)について】

＜唐澤事務局次長＞

農用地利用配分計画(案)については、議案第 3 号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。

詳細は議案書の同じく 11 ページをご覧ください。有賀正彦さんへ 4 筆、11,045 m<sup>2</sup>について 15 年 5 ヶ月の賃借権を、石川明さんへ 7 筆、12,118 m<sup>2</sup>について 10 年 5 ヶ月の使用貸借権を、農事組合法人たつの営農へ 1 筆、1,740 m<sup>2</sup>について 10 年 5 ヶ月の賃借権を設定するものです。

農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

＜野澤典生推進委員＞

質問ですが、利用権の種類で使用貸借と賃借の違いは何ですか？

＜事務局＞

金額が生じるか生じないかの違いです。

＜野澤典生推進委員＞

なるほど。ありがとうございました。

<福島会長>

他にありますか？無ければ賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りであります。

報告事項は以上でございます。

<福島会長>

以上で議事を終わりたいと思います。

<根橋推進委員>

ちょっとお願いいいですか？議案書の作り方の問題で、筆の一覧表が議案の後ろに付いているが、これは前にはならないですか？両方見合わせるとき見やすいんですが。

<事務局>

並べて見られるように印刷を変えればいいですか？それなら可能です。

<根橋推進委員>

検討してみてください。

<赤羽事務局長>

議案の形式も今ご意見いただきましたように見やすいように変えていきたいと思えます。ありがとうございました。

遅れまして申し訳ありません。その他にいく前に、今資料ナンバー1 ということでお配りさせていただきました。ここにきて報道でも出ています野生イノシシの豚コレラの感染が危惧されています。長野県下におきましては2月6日宮田村の養豚場で豚コレラが発生しまして、約1500頭の豚を殺処分しました。(以下資料参照)

その他 (事務局 小松)

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について(別紙説明)→総会終了後に提出してください。記入例を参考にしてほしい。

<野澤典生推進委員>

農業者年金を推進するには、農業委員、推進委員が年金についてある程度知識が必要なので、勉強会をやってほしい。

→○農業者年金加入推進特別研修会(9/20開催)への参加を。

○農業振興地域整備計画に対する意見について(別紙説明)

3条4条5条に係る意見書の様式を変更したので、今後新様式にて対応

○辰野町農業委員会における令和元年度農業者年金加入推進活動計画について  
(別紙説明)

加入推進部長(新村代理)を中心に活動してほしい。

加入推進しやすい資料(ポイントを箇条書きで)用意検討。

○農地パトロール日程・実施要領について(別紙説明)

○第4回えごま栽培作業(摘芯)について

8/7 午後4時(予定)～作業

終了後、午後6時～羽北旧青果場にて焼肉で暑気払い

○北部3町村農業委員会交流会について(別紙説明)

10/7

○福井県大野市農業委員会からの視察について

8/29 午前9時半～ えごま栽培に興味、30名程で来庁。

会長、代理、事務局にて対応

○次回委員会総会開催日:9月5日(木) 午後1時30分から 役場第2会議室

<根橋推進委員>

豚コレラは野生イノシシやネズミも感染する。人も山に入ってその足から他へ感染する恐れもあるので、対応、理解してほしい。

<赤羽事務局長>

解明されていない部分が多く、熱に強いとか様々なデータが揃っていない状況であり、今後だんだんと解明されていくのではないかと。感染は人からということも大きい

にあり得る。県からは役場庁舎の入口に踏むタイプの消毒液を置いてほしいという依頼もあるが、そこまではどうか。山に入って集団的な作業をする際、降りて来たときにやるのは今後考えていきたい。町民への対応は今後の指示を仰いでいく。

**(閉会)**

＜新村職務代理＞

暑いなか、長時間のご審議ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印